

## 保健師、助産師、看護師、准看護師 業務従事者届 よくある質問について

### ○ 届出様式について、前回と比べ構成が異なっているが、内容に違いはあるか？

→内容に違いはありません。今回は、届出された届出票をOCR（光学文字認識）で読み取るため、様式を一部見直しています。相模原市ホームページ（下記 URL 参照）の記載例を参考に、太線黒枠内に楷書で数字や文字を記載してください。

業務従事者届出票のダウンロードに関するページ：

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho\\_menu/ijiyakuji/1011659.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/ijiyakuji/1011659.html)

### ○ 病院や一般診療所以外で勤務する看護職も対象となるか？

→訪問看護ステーション、企業内診療所、老健、看護学校、大学（看護学部）等の施設に勤務する方はいずれも対象ですので、提出する必要があります。

### ○ 産休中や休職中の看護職も対象となるか？

→雇用関係が継続していれば対象ですので、産休中や休職中の方も提出する必要があります。

### ○ 看護師免許を持っているが、無職の場合も対象となるか？

→看護業務に従事している方が対象ですので、無職の方及び看護業務に従事していない方（免許を使用していない方）は不要です。

### ○ 罰則はあるのか？

→違反した者には50万円以下の罰金に処するとされています（保健師助産師看護師法第45条）。

### ○ デイサービスを行う事業所に勤務している場合、「業務に従事する場所」はどれを選択すればよいか？

→「15」を記載してください。

### ○ 地域包括支援センターに勤務している場合、「業務に従事する場所」はどれを選択すればよいか？

→市町村立の場合は「23」を記載してください。それ以外の場合（市町村から委託されているセンターも含む）は、「25」を記載してください。

### ○ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所）に勤務している場合、「業務に従事する場所」はどれを選択すればよいか？

→介護保険適用施設ならば、「15」を記載してください。それ以外で社会福祉法人が開設する施設ならば、「18」を記載してください。それ以外で社会福祉法人が開設する施設でないならば、「27」を記載してください。

### **間違いが多い事項**

### ○ 「主たる業務」を選択していない

→保有する免許が2つ以上ある場合は、「主たる業務」を1つだけ記載します（「保有する免許」が1つの場合は、未記載で結構です）。

→裏面へ続く

○ 「業務に従事する場所」を複数選択している

→ 1つだけ選択します。従事場所が複数ある場合は、そのうち主たる従事場所を判断して1つだけ記載します。

○ 「常勤換算値」を記入していない

→ 「常勤換算」にて「2 短時間労働者」を選択している場合は、常勤換算値も記載します。

算出方法は、1週間あたりの契約労働時間 ÷ 1週間あたりの所定労働時間 で、小数点以下第1位まで記載します。

所定労働時間とは、いわゆるフルタイムの勤務時間です。このため、常勤換算値は0.1人～0.9人の範囲になります。

○ 「看護師の特定行為研修の修了状況」

・ 特定行為研修の修了の有無

- ① 12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「1」を記載してください。
- ② 12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「2」を記載してください。この場合、「修了した特定行為区分」及び「修了した領域別パッケージ研修」の欄は記載不要です。

・ 修了した特定行為区分

指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称を全て記載してください。

・ 修了した領域別パッケージ研修

- ① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域の名称を全て記載してください。
- ② 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については、「修了した特定行為区分」の欄においても該当するものを記載してください。
- ③ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了していても、領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない方（「特定行為研修修了証」に領域が記載されていない方）は記載しないでください。

**特定行為研修とは**

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する研修です。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）

研修制度開始時期：平成27年10月

研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）

※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。

※認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。

※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。

※単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。